

2021年度 定時株主総会招集ご通知に際しての開示事項

事 業 報 告
連 結 計 算 書 類
計 算 書 類
監 査 報 告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

本多通信工業株式会社

事業報告「会計監査人の状況」「会社の体制および方針」および連結計算書類の「連結注記表」並びに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.htk-jp.com/>) に掲載することにより株主の皆様提供いたします。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。

事業報告、連結および単体の計算書類、並びに議案とその内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.htk-jp.com/>) に掲載することにより株主の皆様提供いたします。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 本多通信工業グループの現況

(1) 事業の経過およびその成果

① 当期の概況

2021年度は旺盛な需要を背景に業績の回復・拡大基調が継続し、前連結会計年度比で大幅な増収増益となりました。売上高は、FA・通信分野を中心に全分野が伸長し、売上184億51百万円(前連結会計年度比24.2%増)となりました。営業利益は、部材・物流価格の上昇が増益幅を押し下げましたが、増販益および合理化の取組みにより8億75百万円(前連結会計年度は74百万円の営業損失)と黒字化し大幅改善となりました。経常利益は補助金および円安の影響もあり10億43百万円(同606.0%増)、当期純利益は6億93百万円(同814.1%増)と増益幅を拡大しました。

② 次期の見通し

地政学的要因や新型コロナにより生産活動で若干の影響を想定していますが、販売面では直接的影響は軽微です。一方で、サプライチェーンの混乱や調達コストの上昇が継続することが懸念されますが、好調な設備投資需要の継続や半導体不足の緩和等により、総じて市場環境は良好に推移する見込みです。2022年度はこれら好市況に加えて高水準の受注残に支えられ、当社業績の拡大基調は継続すると予測しています。

売上高は、諸リスクを相応織り込んだうえで全分野の伸長を見込み200億円(当期比8.4%増)、利益面においては、成長投資(開発投資・人材投資など)および調達価格上昇によるコスト増を合理化と価格改定で吸収し営業利益14億円(同59.9%増)、経常利益14億円(同34.2%増)、純利益10億円(同44.1%増)と、増収増益を見込んでいます。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資総額は、7億64百万円です。主に生産設備(自動組立機等)の購入によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、主に設備投資資金として、金融機関より短期借入金として52百万円、長期借入金として69百万円の調達を行いました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	17,606	14,923	14,932	18,451
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	1,141	237	△74	875
経 常 利 益 (百万円)	1,184	157	147	1,043
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	765	43	75	693
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	32.06	1.89	3.29	30.07
総 資 産 (百万円)	15,933	14,726	14,505	16,261
純 資 産 (百万円)	12,040	11,314	11,004	11,697

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、Society5.0に向けた急速な社会の進化によりビジネスチャンスが拡大する一方で、貿易摩擦や気候変動、感染症などのリスク要因も増加し、不透明さが増しています。当社は創業100周年(2032年)ビジョンの実現に向けて、このような変化の激しい環境下において成長性・収益性・持続性を高めるべく、以下の経営計画を設定しています。

○目標

- ・長期(創業100周年)ビジョン：
2032年に売上高500億円、営業利益55億円、ROE12%以上の企業グループへ成長
- ・中期目標：長期ビジョンへのマイルストーンとして、2025年に売上高 250億円、
営業利益 25億円、ROE12%へ到達

○基本方針

Society5.0で拡大する“つなぐ”市場に、新商品をスピーディに創出

○経営/事業戦略

<業務用コネクタ>

長期ビジョン：社会の進化で発生するつなぐ課題をスピード解決

事業方針：拡がり多様化するニーズに新商品を連打

<車載用コネクタ>

長期ビジョン：高速伝送技術を磨きモビリティの自動運転を支える

事業方針：車載カメラ用の実績と高速伝送技術をベースに事業拡大

<情報システム>

長期ビジョン：中堅会社のデジタル革命を支えるDX支援事業へ

事業方針：新技術の活用で独自のDXビジネスを展開し、事業領域を拡大

<経営基盤の強化>

DXおよびサステナビリティの取組みを強化し、生産性・持続性を向上

(6) 事業内容

当社グループの事業内容は次のとおりです。

- ・コネクタ事業：主に車載、FA機器、通信インフラ、民生機器用途向けの電気コネクタおよび光コネクタの製造販売を行っています。
- ・情報システム事業：ソフトウェア開発・設計、システム運用を子会社の株式会社HTKエンジニアリングが行っています。

(7) 事業所

本社	東京都品川区北品川五丁目9番11号
安曇野工場	長野県安曇野市三郷温4604番地
大阪営業所	大阪府大阪市北区中津一丁目15番15号
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区大須四丁目9番79号

(8) 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
安曇野本多通信工業株式会社 (長野県安曇野市)	50百万円	100.0%	電子部品の製造販売
株式会社HTKエンジニアリング (神奈川県川崎市)	20百万円	100.0%	ソフトウェア開発・設計、システム運用
HTK EUROPE LIMITED (イギリス)	620千英ポンド	100.0%	電子部品の製造販売
HTK C&H ASIA PACIFIC P T E . L T D . (シンガポール)	100千シンガポールドル	100.0%	電子部品の製造販売
HTK C&H (THAILAND) LTD. (タイ)	10,000千バーツ	100.0%	電子部品の販売
HTK C&H HONG KONG LIMITED (香港)	6,000千香港ドル	100.0%	電子部品の製造販売
深圳本多通信技術有限公司 (中国)	10,600千人民元	(100.0%)	電子部品の製造販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の7社です。

2. 深圳本多通信技術有限公司は、当社100%子会社であるHTK C&H HONG KONG LIMITEDの100%出資により設立され、当社の100%孫会社にあたります。上記では間接出資として、括弧書きで100%と表記しています。

3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(9) 従業員の状況

会 社 名	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
本 多 通 信 工 業 株 式 会 社	201名	4名減
安 曇 野 本 多 通 信 工 業 株 式 会 社	124名	13名増
株 式 会 社 H T K エ ン ジ ニ ア リ ン グ	272名	6名増
H T K E U R O P E L I M I T E D	17名	－
H T K C & H A S I A P A C I F I C P T E . L T D .	6名	－
H T K C & H (T H A I L A N D) L T D .	5名	－
H T K C & H H O N G K O N G L I M I T E D . (深 圳 本 多 通 信 技 術 有 限 公 司 を 含 む)	335名	21名減
合 計	960名	6名減

(10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	176百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	83百万円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	15百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	7百万円
株 式 会 社 長 野 銀 行	2百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 64,000,000株
 (2) 発行済株式総数 25,006,200株
 (3) 株主数 7,393名 (前期末比294名増)
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率	議 決 権 比 率
パ ナ ソ ニ ッ ク 株 式 会 社	5,002,000株	21.66%	21.67%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,361,900株	5.89%	5.90%
本 多 通 信 工 業 取 引 先 持 株 会	1,150,650株	4.98%	4.98%
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	1,012,200株	4.38%	4.38%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	644,237株	2.79%	2.79%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	508,300株	2.20%	2.20%
秋 山 幸 男	482,020株	2.08%	2.08%
本 多 通 信 工 業 従 業 員 持 株 会	480,520株	2.08%	2.08%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	452,100株	1.95%	1.95%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	441,000株	1.91%	1.91%

(注) 持株比率は、自己株式 (1,922,244株) を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	28,200株	5名
社外取締役	6,000株	3名
監査役	－株	－名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告8頁「3.(3)取締役の報酬等」に記載しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役・監査役・執行役員の氏名等 (2022年3月31日現在)

地	位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
代 表	取 締 役 社 長	櫻 尾	欣 司	グループ統括担当
取	締 役	山 本	正 美	営業統括担当
取	締 役	水 野	修	コーポレート統括担当
取	締 役	増 田	英 治	生産・品質統括担当
取	締 役	米 澤	均	技術統括担当
取	締 役	澤 田	脩	ブレインセラーズ・ドットコム株式会社 社外取締役 ビープラッツ株式会社 社外取締役
取	締 役	花 澤	隆	ウェルネット株式会社 社外取締役(監査等委員) 津田塾大学総合政策学部 非常勤講師
取	締 役	山 下	真 実	株式会社こころく 代表取締役 一般社団法人ラーニングジャーニー理事
監 査	役 (常 勤)	内 山	雅 博	
監	査 役	茂 呂	和 夫	税理士法人茂呂総合研究所 代表社員 社会福祉法人全国盲ろう者協会 監事 公益財団法人国際労務管理財団 監事 社会福祉法人 春光福祉会 評議員
監	査 役	長 崎	真 美	石井法律事務所 弁護士 パートナー 東京都建設工事紛争審査会 特別委員 東京地方裁判所所属 民事調停委員 株式会社長谷工コーポレーション 社外取締役
執 行	役 員	斎 藤	裕 史	生産・品質統括副担当
執 行	役 員	松 本	一 也	営業統括副担当
執 行	役 員	田 端	康 生	事業推進企画室長

- (注) 1. 取締役澤田脩氏、花澤隆氏および山下真実氏は、社外取締役です。東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ています。
2. 監査役茂呂和夫氏および長崎真美氏は、社外監査役です。東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ています。
3. 監査役内山雅博氏は、経理部門を長年経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査役茂呂和夫氏は、国税専門官として、国税庁、東京国税局の要職を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および「(8)子会社の状況」(4ページ)に記載の当社の子会社の取締役、および監査役(当事業年度中に在任していた者も含む。)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。本保険契約は、被保険者である対象役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を保険会社が補填するものです。本保険契約に関する保険料は全額当社が負担しており、1年毎に契約を更新します。なお、本保険契約により対象役員における職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社が対象役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としています。

次回更新時には同内容での更新を予定しています。

(3) 取締役の報酬等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容において報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの勧告に沿った内容であることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

①基本方針

- a.当社の取締役の報酬は、持続的成長、中長期的な企業価値向上を促進する報酬体系とし、株主をはじめとしたステークホルダーからの理解をいただける、役割および職責に相応しい水準とする。
- b.業務執行取締役(社外取締役を除く)の報酬は、短期業績に連動するとともに、持続的成長に向けた中長期での活動を促すことを重視し、業績連動型賞与および株式報酬を組み入れた体系とする。
- c.社外取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上および株主との利害共有性を高めるため、固定報酬に加え、業績に連動しない株式報酬を組み入れた体系とする。
- d.独立社外役員が議長となりかつ過半を占める報酬委員会の審議を経ることで、客観性および透明性を確保する。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬として、役位および職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案し決定する。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

a.業績連動報酬(賞与)

業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、会社の最終業績を示し、かつ株主還元にも最も影響のある親会社株主に帰属する当期純利益(以下純利益)を指標として算出された額を、毎年一定の時期に賞与として支給する。

[計算方式] 業績連動報酬=役位に応じた基礎額×業績指数(純利益ベース)×個人業績指数等

b.非金銭報酬等

非金銭報酬等は、中長期視点での成長戦略/構造改革への果敢な取り組みを促すこと、企業価値(株価)向上の意欲を高めることを基本方針として、各報酬の内容および額または数に算定方法を以下のように定め、各年の定時株主総会の翌月までに支給する。

i.譲渡制限付き株式報酬(事前交付型)

ア. 役務の提供に対して、毎事業年度3年間の譲渡制限付きの普通株式を付与する。

イ. [計算方式] 基準交付株式数=役職別に定めた基準金額÷1株当たりの払込金額

ウ. 支給方法は、譲渡制限付き株式を割り当てるために当社に対する金銭報酬債権を対象者に付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象者に取得した自己の普通株式を支給する。当社と対象者との間で、譲渡制限付き株式割当契約を締結することによって、当該普通株式について譲渡制限を設ける。

ii.業績連動型株式報酬(事後交付型)

ア. 連続する3事業年度を業績評価期間とし、評価期間経過後、計算方式に基づき交付株式数を決定する。

イ. [計算方式] 交付株式数=各対象者にかかる基準交付株式数×支給率

※各対象者にかかる基準交付株式数=役職別に定めた基準金額÷1株当たりの払込金額とする。

※支給率は業績評価期間における当社業績の数値目標(より株主との利害を一致させることを目的にROEをベースとする)の達成度合いに応じて算定する。

※本計算方式により算出される株式数の総数または金銭報酬債権の総額が、定時株主総会で決議した報酬枠を超過する場合は、取締役会において定める合理的な方法により、上限内に減少させる。

ウ. 支給方法は、対象者が現物出資に供するための金銭債権として、当社は、上記で決定された各対象者に対する交付株式数に1株当たり払込金額を乗じた金額の金銭報酬債権を各対象者に付与し、各対象者は当該金銭報酬債権の全部を現物出資することにより、交付株式数の当社普通株式の割当てを受けるものとする。

- ④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額に対する基本的な割合は、報酬委員会において検討を行い、取締役会が報酬委員会の勧告を受け、決定する。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下の通りとする。

- a.業務執行取締役の報酬の割合は、基本(固定)報酬を50%とし、短期インセンティブ報酬として業績連動報酬(賞与)30%、中長期インセンティブ報酬として株式報酬20%とする。なお、株式報酬は、10%相当を譲渡制限付き株式報酬、残りの10%相当を業績連動型株式報酬とする。
- b.社外取締役の報酬は、固定報酬85%、株式報酬(譲渡制限付き株式報酬)15%とする。

- ⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、本方針に基づき各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価に基づき、独立社外役員が議長となりかつ過半を占める報酬委員会で審議し、取締役会へその総額を勧告する。取締役会はその勧告を受けて報酬の総額を決議し、取締役会から一任された代表取締役社長が報酬委員会の審議内容に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

(4) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	97 (17)	52 (14)	31 (-)	13 (2)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	27 (9)	27 (9)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	125 (26)	80 (24)	31 (-)	13 (2)	12 (6)

- (注) 1.監査役の報酬等の総額、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬には、退任した監査役1名分を含んでおります。
- 2.取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれていません。

(5) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は取締役および監査役の報酬枠を下記のとおり定めています。

役員区分	報酬枠（百万円）	
	固定報酬および業績連動報酬(賞与)	株式報酬
取締役	240	60
監査役	36	—

固定報酬および業績連動報酬(賞与)の報酬枠は、2012年6月26日開催の定時株主総会にて決議しており、当該株主総会終結時点の取締役および監査役の員数はそれぞれ5名および3名（うち社外監査役2名）です。

株式報酬の報酬枠は、2019年6月24日開催の定時株主総会にて決議しており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役澤田脩氏は、ブレインセラーズ・ドットコム株式会社およびビープラッツ株式会社の社外取締役です。同社と当社の間には特別の関係はありません。

取締役花澤隆氏は、ウェルネット株式会社の社外取締役(監査等委員)および津田塾大学総合政策学部の非常勤講師です。同社と当社の間には特別の関係はありません。

取締役山下真実氏は、株式会社こころくの代表取締役および一般財団法人ラーニングジャーニーの理事です。同社と当社の間には特別の関係はありません。

監査役茂呂和夫氏は税理士法人茂呂総合研究所の代表社員、社会福祉法人全国盲ろう者協会監事、公益財団法人国際労務管理財団監事および社会福祉法人春光福祉会評議員です。同社と当社の間には特別の関係はありません。

監査役長崎真美氏は東京都建設工事紛争審査会の特別委員、東京地方裁判所所属の民事調停委員および株式会社長谷工コーポレーションの社外取締役です。同社と当社の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	澤田 脩	当事業年度開催の取締役会に、13回中13回に出席しています。8年間に亘り、上場会社“ネットワンシステムズ”の社長等の重職を全う。豊富な経験に基づく経営全般の監督の他、国際感覚、インキュベーション力、ICT分野への造詣からの助言を頂いています。また、指名委員会の委員長として貢献いただいています。
取締役	花澤 隆	当事業年度開催の取締役会に、13回中13回に出席しています。経営者としての豊富な経験に加え、通信分野での学識と経験、複数の公的機関での技術委員の経験あり。経営面での適切な監督の他、技術面での助言を頂いています。また、報酬委員会の委員長として貢献いただいています。
取締役	山下 真実	当事業年度開催の取締役会に、13回中13回に出席しています。大手電機メーカーを辞し、単身渡米しMBA取得。帰国後、金融業界で国際業務やリスクマネジメントに従事したのち子育て支援の“こころく”を創業。経営全般に加え、サステナビリティ委員会のアドバイザーとして、環境・社会・人材等に関する助言を頂いています。
監査役	茂呂 和夫	当事業年度開催の取締役会に、13回中13回に出席し、当事業年度開催の監査役会14回中14回に出席しています。国税専門官として、国税庁、東京国税局の要職を歴任し、2010年退官。財務会計分野および行政での経験を中心に、幅広く指摘・助言を頂いています。
監査役	長崎 真美	当事業年度開催の取締役会に、10回中10回に出席し、当事業年度開催の監査役会10回中10回に出席しています。弁護士としての多様な経験と法務全般に関する知識に加え、投資法人の業務全般の執行および事業会社の社外取締役の経験も有しています。当社のガバナンスや法務面でのアドバイスを頂いています。

(注) 監査役 長崎真美氏については、2021年6月28日就任後に開催された取締役会、監査役会を対象としております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当期の配当は、2022年1月31日に公表した通り、1株当たり12円と決議しました。
また、当社は以下のとおり、株主還元方針を定めています。

◆株主還元方針

- 総還元性向30%を基本とする
- 中期での業績動向や財務状況等を総合的に勘案し、安定配当を実施する
- 業績見通しの変動などにより、配当性向が30%を大幅に下回ることが見込まれる場合には、自己株式取得を検討する

連結貸借対照表

単位：百万円

科 目	当年度 (2022年3月31日現在)	前年度(ご参考) (2021年3月31日現在)	科 目	当年度 (2022年3月31日現在)	前年度(ご参考) (2021年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	12,752	11,333	流動負債	4,031	2,884
現金及び預金	5,007	5,977	支払手形及び買掛金	1,112	1,013
受取手形及び売掛金	3,804	3,093	電子記録債務	947	638
電子記録債権	905	672	短期借入金	61	—
商品及び製品	1,010	508	1年内返済予定の長期借入金	116	115
仕掛品	536	352	リース債務	65	75
原材料及び貯蔵品	1,103	569	未払法人税等	274	39
その他の	386	163	賞与引当金	368	325
貸倒引当金	△2	△2	役員賞与引当金	51	33
固定資産	3,508	3,172	解約損失引当金	14	—
有形固定資産	2,627	2,140	営業外電子記録債務	89	47
建物及び構築物	918	820	未払の	648	337
機械装置及び運搬具	924	716	その他	280	258
工具、器具及び備品	102	92	固定負債	532	616
土地	171	171	長期借入金	111	142
リース資産	167	212	リース債務	36	82
建設仮勘	343	127	退職給付に係る負債	366	375
無形固定資産	289	334	その他	17	17
その他の	289	334	負債合計	4,563	3,501
投資その他の資産	591	697			
投資有価証券	87	196	(純資産の部)		
繰延税金資産	339	345	株主資本	11,551	11,001
その他の	166	159	資本金	1,501	1,501
貸倒引当金	△3	△3	資本剰余金	1,544	1,540
			利益剰余金	9,228	8,696
			自己株	△724	△736
			その他の包括利益累計額	146	3
			その他有価証券評価差額金	△4	1
			為替換算調整勘定	150	1
			純資産合計	11,697	11,004
資産合計	16,261	14,505	負債及び純資産合計	16,261	14,505

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

単位：百万円

科 目	当 年 度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		前年度(ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	
売上高		18,451		14,857
売上総利益		15,092		12,570
販売費及び一般管理費		3,359		2,286
		2,483		2,361
営業利益又は営業損失(△)		875		△74
営業外収益				
受取配当金	0		0	
受取替金の差収	4		3	
為替補助金の差収	128		90	
その他	55	210	144	
	22		17	256
営業外費用				
支払利息	8		11	
譲渡制限付株式報酬償却	—		6	
役員葬弔慰金	—		11	
その他	14		—	
	19	42	5	34
経常利益		1,043		147
特別利益				
固定資産売却益	1		8	
投資有価証券売却益	1		11	
新株予約権戻入	—	3	1	21
特別損失				
固定資産売却損	0		—	
固定資産除却損	17		3	
解約損失引当金繰入	14	32	—	3
税金等調整前当期純利益		1,013		166
法人税、住民税及び事業税	312		106	
法人税等調整額	8	320	△16	90
当期純利益		693		75
親会社株主に帰属する当期純利益		693		75

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月 1日から)
(2022年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,501	1,540	8,696	△736	11,001
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△161		△161
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			693		693
自己株式の処分		4		12	17
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	4	532	12	549
当 期 末 残 高	1,501	1,544	9,228	△724	11,551

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1	1	3	11,004
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△161
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				693
自己株式の処分				17
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△5	149	143	143
当 期 変 動 額 合 計	△5	149	143	692
当 期 末 残 高	△4	150	146	11,697

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万円

科 目	当年度(ご参考) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	前年度(ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	科 目	当年度(ご参考) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	前年度(ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			投資活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,013	166	定期預金の預入による支出	△38	△38
減価償却費	473	503	定期預金の払戻による収入	38	38
解約損失引当金繰入額	14	—	固定資産の取得による支出	△507	△162
賞与引当金の増減額 (△は減少)	41	△7	固定資産の売却による収入	1	2
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	18	△0	投資有価証券の売却による 収入	101	111
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	—	その他	△14	9
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△8	14	投資活動によるキャッシュ・フロー	△418	△39
受取利息及び受取配当金	△5	△4			
支払利息	8	11			
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1	△11	財務活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産除売却損益 (△は益)	16	△5	短期借入金の純増減額 (△は減少)	52	△52
売上債権の増減額 (△は増加)	△854	△417	長期借入れによる収入	69	—
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,158	552	長期借入金の返済による支出	△134	△103
仕入債務の増減額 (△は減少)	305	211	自己株式の取得による支出	—	△0
未払金の増減額(△は減少)	26	△42	配当金の支払額	△162	△482
補助金収入	△55	△144	セール・アンド・リースバックに よる収入	—	84
その他	△166	131	リース債務の返済による支出	△81	△83
小 計	△330	958	財務活動によるキャッシュ・フロー	△255	△638
補助金の受取額	55	125	現金及び現金同等物に係る換算差額	28	33
利息及び配当金の受取額	4	4	現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△969	399
利息の支払額	△8	△13	現金及び現金同等物の期首残高	5,938	5,538
事業構造改革費用の支払額	—	△41	現金及び現金同等物の期末残高	4,969	5,938
法人税等の支払額	△45	△13			
営業活動によるキャッシュ・フロー	△323	1,044			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

単体

単位：百万円

科 目	当年度 (2022年3月31日現在)	前年度(ご参考) (2021年3月31日現在)	科 目	当年度 (2022年3月31日現在)	前年度(ご参考) (2021年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	8,290	7,558	流動負債	1,932	1,176
現金及び預金	2,952	3,966	買掛金	943	664
受取手形	306	146	1年内返済予定の長期借入金	75	74
売掛金	2,551	2,199	リース債務	9	7
電子記録債権	836	633	未払金	443	210
商品及び製品	555	276	未払費用	51	48
仕掛品	19	18	未払法人税等	202	14
前払費用	48	44	預り金	10	10
1年内回収予定の関係会社金	637	70	賞与引当金	161	127
長期貸付金	352	196	役員賞与引当金	35	17
その他の金	29	5	その他の金	-	0
固定資産	2,917	2,776	固定負債	362	434
有形固定資産	1,620	1,375	長期借入金	-	75
建物	806	687	リース債務	14	3
構築物	9	9	退職給付引当金	340	349
機械及び装置	535	376	その他の金	7	7
車両運搬具	0	0	負債合計	2,295	1,611
工具、器具及び備品	64	63			
土地	102	102	(純資産の部)		
リース資産	23	10	株主資本	8,916	8,722
建設仮勘定	77	125	資本	1,501	1,501
無形固定資産	254	316	資本剰余金	1,544	1,540
ソフトウェア	162	259	資本準備金	1,508	1,508
商標	3	4	その他資本剰余金	35	31
その他の金	88	37	利益剰余金	6,594	6,417
投資その他の資産	1,043	1,084	利益準備金	289	289
投資有価証券	87	196	その他利益剰余金	6,305	6,128
関係会社株式	482	482	繰越利益剰余金	6,305	6,128
関係会社長期貸付金	164	74	自己株式	△724	△736
長期前払費用	16	10	評価・換算差額等	△4	1
繰延税金資産	217	245	その他有価証券評価差額金	△4	1
その他の金	77	77	純資産合計	8,912	8,724
貸倒引当金	△3	△3			
資産合計	11,207	10,335	負債及び純資産合計	11,207	10,335

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

単体

単位：百万円

科 目	当 年 度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		前年度(ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	
売上高		11,660		8,735
売上原価		9,761		7,526
売上総利益		1,898		1,208
販売費及び一般管理費		1,637		1,636
営業利益又は営業損失(△)		261		△428
営業外収益				
受取利息	2		3	
受取配当金	166		252	
為替差益	58		45	
補助金の収入	—		88	
その他の	9	236	9	399
営業外費用				
支払利息	0		0	
為替差損	—		—	
譲渡制限付株式報酬却損	—		6	
役員弔慰金等	—		11	
社葬関連費用	14		—	
その他の	10	25	3	21
経常利益又は経常損失(△)		472		△50
特別利益				
固定資産売却益	1		2	
投資有価証券売却益	1		11	
新株予約権戻入益	—	2	1	15
特別損失				
固定資産売却損	0		0	
固定資産除却損	17	17	0	0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		456		△35
法人税、住民税及び事業税	88		△61	
法人税等調整額	30	118	△12	△73
当期純利益		338		38

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

単体

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	1,501	1,508	31	289	6,128
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△161
当 期 純 利 益					338
自己株式の処分			4		
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	4	-	177
当 期 末 残 高	1,501	1,508	35	289	6,305

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△736	8,722	1	8,724
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△161		△161
当 期 純 利 益		338		338
自己株式の処分	12	17		17
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			△5	△5
当 期 変 動 額 合 計	12	194	△5	188
当 期 末 残 高	△724	8,916	△4	8,912

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に対する会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

本多通信工業株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 山 千 里
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 臼 田 賢 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、本多通信工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本多通信工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

単体計算書類に対する会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

本多通信工業株式会社
取締役会御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 北山千里
業務執行社員

指定社員 公認会計士 臼田賢太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、本多通信工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、経営方針に掲げられた重点施策の実施状況の検証を重点監査項目と設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、意見交換会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から詳細な業務内容及び財産の状況について報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③グループ会社を含めた内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する運用状況についても、特段指摘すべき点は見受けられません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

本多通信工業株式会社 監査役会

常勤監査役	内 山 雅 博	Ⓔ
社外監査役	茂 呂 和 夫	Ⓔ
社外監査役	長 崎 真 美	Ⓔ

以 上

